株主各位

栃木県小山市本郷町三丁目4番18号株式会社フライングガーデン 代表取締役社長野沢 卓史

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場へのご出席をお控えいただき、 事前に議決権行使を行っていただくことを推奨いたします。

敬具

記

- **1. 日 時** 2022年6月23日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 栃木県小山市犬塚二丁目29番2号 「メゾン エルミタージュ」

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第41期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及 び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日は午前9時15分より受付を開始いたします。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.fgarden.co.jp/)に掲載させていただきます。

<u>新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、次ページをご確認く</u>ださいますよう、お願い申しあげます。

<u>お土産品の配布につきましては前回同様、今回も中止させていただきま</u>す。

当社第41期定時株主総会 新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、下記対応を取らせていただきますので、事情ご賢察のうえ、ご理解並びにご協力をお願いいたします。

1. 当社の対応について

- ・株主総会の運営にかかわるスタッフは、検温等を含め体調を確認したうえで参加いたします。また、原則マスクを着用させていただきます。
- ・会場内スペース (座席等) につきましては、余裕をもって配置する予定でございます。
- ・短時間での運営に努めますので、ご協力の程お願い申しあげます。

2. 株主様へのお願い

- ・今回の株主総会につきましては、事前の議決権行使を推奨いたします。
- ・株主総会にご出席をご検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意頂き、ご無理のないようにお願い申しあげます。また、基礎疾患のある方や体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- マスクの着用をお願いいたします。
- ・受付にて、非接触型体温計による検温をお願いいたします。一定以上の発熱が 確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
- ・マスクの着用、手指の消毒、検温の実施等にご協力いただけない場合は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けされた方には、スタッフからお声掛けさせていただく場合がございます。

4. その他

・本総会では、お土産品の配布は中止させていただきます。

本総会会場におきましては、感染防止対策を徹底いたしますが、感染リスクを 完全に排除する事は出来ません。総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内 容に応じて、ご自身及び周囲の感染防止のために慎重なご判断をお願い申しあげ ます。

また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.fgarden.co.jp/)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴 う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が繰り返し行われたことに より、厳しい環境で推移しました。

外食業界におきましては、緊急事態宣言が9月に解除されたことで緩やかな回復の兆しがみられましたが、変異株の急速な拡大によるまん延防止等重点措置の適用により、再度休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、3月半ばに行動規制は解除されたものの、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境下で、当社は、従業員の毎日の体温測定を含めた健康状態の確認、マスク着用、手指の消毒等衛生管理の徹底、従業員の新型コロナウイルスワクチン接種率向上への取り組み、さらに、店舗でのアルコール消毒液の設置や客席の入替時の拭き上げの徹底等、感染予防対策を行いながら、営業を継続してまいりました。また、店舗の改装や修繕を行い、お客様が快適に食事をお召し上がりいただける環境の整備を行ってまいりました。

店舗数につきましては、当事業年度中に、契約満了により坂戸店を閉店しましたので、当事業年度末の店舗数は58店舗となりました。

当事業年度の業績につきましては、厳しい状況ではあったものの、期間限定「超大型爆弾ハンバーグ」の投入等、当社の爆弾ハンバーグを中心とした販売促進の取り組みが奏功したことで、来客数が堅調に推移し、売上高は6,490,932千円(前年同期比8.3%増)となりました。

利益面では、売上高の増加により、当事業年度の営業利益は229,783千円(前年同期比53.2%増)、助成金収入388,670千円を営業外収益に計上したことから経常利益は632,966千円(前年同期比116.3%増)、減損損失71,979千円を特別損失に計上したこと等により当期純利益は345,027千円(前年同期比208.8%増)となり、増収及び大幅な増益となりました。

② 設備投資の状況

当期における設備投資は、総額243,327千円であり、その内訳は、次のとおりであります。

設備の内容	投資額
既存店舗投資	219,957千円
その他	23, 369千円

③ 資金調達の状況 特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第 38 期 (2019年3月期)	第 39 期 (2020年3月期)	第 40 期 (2021年3月期)	第41期(当期) (2022年3月期)
売	上	高(千円)	7, 321, 877	7, 031, 646	5, 993, 287	6, 490, 932
経	常利	益(千円)	327, 881	144, 920	292, 632	632, 966
当其	期 純 利	益(千円)	275, 701	91, 841	111,718	345, 027
1株当	新たり当期純	利益(円)	190. 75	63. 55	77. 30	238. 73
総	資	産(千円)	3, 344, 678	3, 200, 236	3, 218, 730	3, 920, 110
純	資	産(千円)	1, 894, 435	1, 942, 919	2, 025, 732	2, 341, 821
1株計	当たり純資産	産額 (円)	1, 310. 78	1, 344. 33	1, 401. 63	1, 620. 36

(注) 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染状況や原材料価格の高騰に加え、ウクライナ問題の影響等がどこまで続くか見通せない中、どのようにお客様、従業員、他のステークホルダーに向き合い会社を存続、発展させていくかが最重要となります。

当社は対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

- ① 感染予防対策及び衛生管理の徹底
- ② 食材の安全・安心の追求
- ③ アフターコロナを見据えた営業体制の再構築
- ④ 原材料費及び経費高騰への対応
- ⑤ 労働生産性の向上
- ⑥ 労働環境の整備
- (7) 内部統制の充実した組織の強化

今後は、全社員一丸となって以上の課題に積極的に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご支援、ご指導を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社は「私達は人類の幸せを向上させるために、思いやりの心を持つ優秀な人財を採用育成し、社員の幸せと、お客様満足度日本一の企業を目指し、適正利潤を確保し、社会貢献致します。」という経営理念のもとに、爆弾ハンバーグをメニューの中心とした郊外型レストラン「フライングガーデン」の直営多店舗展開を事業の主たる内容としております。

当社の出店形態は、郊外型のロードサイド店を中心とし、出店地域は栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・千葉県となっております。

(6) 主要な営業所及び工場(2022年3月31日現在)

本社 栃木県小山市本郷町三丁目4番18号

栃木工場 栃木県河内郡上三川町大字多功2579番地3

店舗 埼玉県 16店

栃木県 16店

茨城県 11店

群馬県 11店

千葉県 4店

合 計 58店

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数		
167 (610) 名	5名減(5名増)	37. 2歳	11.8年		

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人数を外数で 記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は2021年6月24日開催の第40期定時株主総会決議に基づき、同日付で 監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 1,449,168株

(3) 株主数 2,405名

(4) 大株主 (上位10名)

t	朱			主				名	持	株	数	持	株	比	率
野		i	沢		八		千	万	4	16,390株				28.8	3%
有	限	会	社	ア	ク	テ	イ	ヴ	1	20, 960				8.4	:
野		i	沢		卓			史		66, 124				4. 6	;
野		i	沢		通			子		54, 144				3. 7	,
野		i	沢		良			史		51, 724				3.6	5
F		G		持		株		会		40, 516				2.8	3
須			田		忠			雄		31, 844				2. 2	2
ザ	バンク	オ	ブ・	ニュー	- E -	クメ	ロン	140040		20, 300				1. 4	
綾		į	羽		静			江		20,000				1. 4	
若		7	杉		精		三	郎		15, 900				1. 1	

⁽注) 持株比率は自己株式(3,919株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

	地			位		氏		;	名	担当及び重要な兼職の状況
代	表耳	深 締	役	会	長	野	沢	八日	- 万	
代	表耳	深 締	役	社	長	野	沢	卓	史	営 業 本 部 長
常	務	取	ŕ	帝	役	片	柳	紀	之	営業支援本部長
取		締			役	長	野		令	立 地 開 発 部 長
取紹	帝役('	常勤監	查等	季貞	∄)	浜	竹	敏	明	
取約	帝 役	(監査	等	委員	į)	関	根	則	次	関根公認会計士事務所所長
取約	帝 役	(監査	等	委員	į)	石	島	仁	司	
取約	帝 役	(監査	等	委員	()	石	Ш	伸	治	石川伸治税理士事務所所長

- (注) 1. 当社は、2021年6月24日開催の第40期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
 - 2. 取締役(監査等委員)関根則次氏、石島仁司氏及び石川伸治氏は社外取締役であり、 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出て おります。
 - 3. 取締役(常勤監査等委員) 浜竹敏明氏、取締役(監査等委員) 関根則次氏及び石川伸 治氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・取締役(常勤監査等委員) 浜竹敏明氏は長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理業務に携わっておりました。
 - ・取締役(監査等委員)関根則次氏は公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)石川伸治氏は税理士の資格を有しております。
 - 4. 情報収集の充実を図り、内部監査室等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために浜竹敏明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 5. 当社は、2021年6月24日開催の第40期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役石島仁司、荒井真澄、内野直忠、石川伸治の各氏は任期満了により退任し、このうち石島仁司、石川伸治の両氏が監査等委員である取締役に就任しております。また、関根則次氏は、2021年6月24日開催の第40期定時株主総会決議に基づき、同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
 - 6. 2021年6月24日付で、野沢八千万氏は代表取締役会長に就任いたしました。
 - 7. 2021年6月24日付で、野沢卓史氏は代表取締役社長に就任いたしました。
 - 8. 2021年6月24日付で、浜竹敏明氏は取締役(常勤監査等委員)に就任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社の役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料を全額負担しております。当該保険契約の内容の概要は被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、1年ごとに更新しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、

- ・被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由
- 被保険者の犯罪行為
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由

など、保険会社の約款に抵触する場合には塡補の対象としないこととしております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年6月24日付で監査等委員会設置会社へ移行しており、それに伴い、同日付の取締役会において、役員の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針を改定しております。

当該方針の内容は次のとおりです。

- イ. 当社の役員報酬の決定にあたっては次の事項を基本方針とする。
 - (a) 当社は、短期的に過大な利益を追求することなく、安定的な利益を長期的に追求することを経営理念とする。その経営理念と業績連動型役員報酬は合致しないことから、取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬については固定報酬のみとする。取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬は、業績と全従業員の給与水準を勘案し、公平性、客観性、妥当性の観点から決定する。
 - (b) 監査等委員である取締役報酬については、その役割と独立性の観点から 固定報酬とする。

- ロ. 当社の役員報酬の決定にあたっては以下の手順で行うものとする。
- (a) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別報酬額については、 株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、各取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)の職位、職務執行に対する評価、会社業績等を総 合的に勘案し代表取締役及び常務取締役が検討し、取締役会において他 の取締役と協議の上、決議する。
- (b) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別報酬は、上記(a)で 定めた固定報酬を毎月現金で支払い、それとは別途に、退任時に役員退 職慰労金規程に定められた金額を役員退職慰労金として支払うこととし て毎期引当金を費用計上する。
- (c) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 報酬の客観性と妥当性を確保するため、取締役会で社外役員とも充実した議論を行い、充分な牽制を行えるよう心掛ける。
- (d) 監査等委員である取締役の個別報酬額については、あらかじめ株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。
- (e) 監査等委員である取締役の個別報酬は、上記(d)で定めた固定報酬を毎月現金で支払い、それとは別途に、退任時に役員退職慰労金規程に定められた金額を役員退職慰労金として支払うこととして毎期引当金を費用計上する。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く) (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (1)	92, 522千円 (472)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4 (3)	9, 402 (5, 197)
監査役(うち社外監査役)	4 (4)	2, 321 (2, 321)
合 計 (うち社外役員)	10 (5)	104, 246 (7, 991)

- (注) 1. 上記には、2021年6月24日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)及び監査役4名(うち社外監査役4名)を含めております。なお当社は、2021年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
 - 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2002年6月29日開催の第21期 定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(う ち、社外取締役は1名)です。監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第25期 定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会 終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。
 - 4. また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く。以下「取締役」という。)の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第40期定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役は0名)です。監査等委員の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第40期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は4名(うち社外取締役は3名)です。
 - 5. 監査役の報酬等の額には、2021年6月24日開催の第40期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役4名の在任中の報酬等の額であります。このうち、2名につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。
 - 6. 関根則次氏につきましては、同株主総会の終結の時をもって取締役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、取締役在任期間分は取締役(監査等委員を除く)に、監査等委員在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。

(4) 社外役員の状況

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の 法人等との関係

取締役(監査等委員)関根則次氏は、関根公認会計士事務所の所長であります。当社は関根公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。 取締役(監査等委員)石川伸治氏は、石川伸治税理士事務所の所長であります。当社は石川伸治税理士事務所との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要						
取締役(監査等委員) 関 根 則 次	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、社外取締役として3回、監査等委員として10回に、また、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査についての発言を適宜行っております。						
取締役(監査等委員) 石 島 仁 司	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査役として3回、監査等委員として10回に、また、監査役会1回のうち1回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。主に公正かつ独立の立場から、取締役会、監査役会及び監査等委員会において、その議案・審議等について取締役等の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。						
取締役(監査等委員) 石 川 伸 治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査役として3回、監査等委員として10回に、また、監査役会1回のうち1回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会、監査役会及び監査等委員会において、その議案・審議等について取締役等の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。						

5. 会計監査人の状況

- ①名 称 監査法人A&Aパートナーズ
- ②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭及びそ	10 400 千円
の他の財産上の利益の合計額	18,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意の判断をしております。
- ③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2021年6月24日付で監査等委員会設置会社へ移行しており、それに伴い、同日付の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を改定しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

当社は、当社の取締役及び使用人に、お客様を始めとして、株主様・取引業者様・地域社会等のすべてのステークホルダーと共に、会社の永続的な繁栄の実現のために、法令等の遵守を企業活動の根源とすることを周知徹底いたします。

そのため代表取締役は、代表取締役の下に、コンプライアンス体制の統括・管理をする組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人に対してのコンプライアンス教育や啓発活動を行います。

当社は、行動規範及びコンプライアンス基本規程、コンプライアンス委員会規程、内部通報規程を制定し、整備します。同時に、法令違反その他のコンプライアンスに関する通報体制を整備し、内部通報窓口を設置します。

通報発生後の対応については、内部通報窓口経由でコンプライアンス委員会及び監査等委員会に報告し、各部門と再発防止策を策定し改善を図る体制にします。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理を行い、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

③ 損失の危険の管理に関する体制

代表取締役は、当社の将来的な企業発展を脅かすリスクに対応するべく、リスクマネジメントの責任者として、リスク管理統括役員を任命し、各部門長とともに、全社的なリスクの評価と迅速かつ実践的な対応を行います。リスク評価の実施により、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し対応いたします。

また各部門においては、既存の規程・マニュアルを見直すとともに、各部門ごとのリスク管理体制を確立いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会でのより慎重な審議を促進するために、取締役(社外取締役を除く。)及び部門長が出席する経営会議を毎月2回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行います

また各部門長は、各職務分掌に基づき事業計画で決定している施策及び 効率的な業務を執行を行うとともに、取締役会及び経営会議においてその 執行状況を定期的に報告し、目標に対しての改善を行います。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査等委員会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会が意見交換を行います。

監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けません。

なお、監査等委員会補助を兼任する使用人は、監査等委員会の職務の補助を優先して従事します。

⑥ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告します。

監査等委員である取締役は、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席することができます。また、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人にその説明を求め、何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報はすみやかに、内部通報窓口担当及びコンプライアンス委員会から、監査等委員会に報告することを徹底します。

監査等委員会の監査業務を効率的に遂行するために、内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するものとします。監査等委員会に報告を行った者に、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止します。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

⑧ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の 処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、行動規範で、広く社会が認める企業であるために、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わらないことを定めております。そのような個人・団体から不当要求を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを整備運用しております。

行動規範については、代表取締役直轄の内部監査室が、店長会議等で法令遵 守の教育を実施するなど全従業員に周知徹底を図っております。

諸規定の遵守については、定例の会議において管理職が社内規程集の読み合わせを実施しております。

コンプライアンスに関する通報に関しては、コンプライアンス委員会が監査 等委員会に報告の上対応し、結果については経営会議で報告しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、財務体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としています。

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社 法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役会の決議で定めることができる旨定款に定めておりますが、 期末配当につきましては、原則株主総会にお諮りし決定することとしており ます。

剰余金の配当につきましては、年1回期末配当を行うことを基本としております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、後記の株主総会参考書類35ページに記載しております第1号議案にご提案のとおり、1株につき普通配当20円、新社長就任記念配当10円の合計30円とさせていただきたいと存じます。

<u>貸 借 対 照 表</u> (2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 <i>の</i>	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金額
I 流 動 資 産	1, 595, 642	I 流 動 負 債	1, 065, 304
現金及び預金	1, 339, 834	買 掛 金	168, 981
売 掛 金	153, 414	未 払 金	510, 450
商品及び製品	8, 510	未 払 費 用	57, 637
原材料及び貯蔵品	29, 609	未 払 法 人 税 等	206, 548
前 払 費 用	54, 653	未 払 消 費 税 等	58, 254
そ の 他	9, 620	預 り 金	8, 636
Ⅱ固定資産	2, 324, 468	前 受 収 益	5, 708
有 形 固 定 資 産	1, 372, 486	ポイント引当金	2, 140
建物	3, 762, 206	賞 与 引 当 金	42,000
構築物	912, 726	そ の 他	4, 947
機械及び装置	419, 017	Ⅱ固定負債	512, 984
車両運搬具	4, 275	退職給付引当金	135, 378
工具、器具及び備品	381, 249	役員退職慰労引当金	182, 272
土 地	274, 513	資産除去債務	172, 861
建設仮勘定	7, 680	受入保証金	22, 438
減価償却累計額	△4, 389, 183	長期前受収益	33
無形固定資産	163, 328	負債 合計 純資産	1, 578, 289
借 地 権	127, 340	純 資 産 株 主 資 本	の 部 2,341,821
ソフトウエア	35, 661	Mr	579, 900
その他	326	資本剰余金	496, 182
投資その他の資産	788, 653	資本準備金	496, 182
差入保証金	250, 462	利益剰余金	1, 272, 012
長期前払費用	7, 223	その他利益剰余金	1, 272, 012
繰 延 税 金 資 産	211, 124	繰越利益剰余金	1, 272, 012
保 険 積 立 金	315, 745	自己株式	△6, 272
そ の 他	4, 097	純 資 産 合 計	2, 341, 821
資 産 合 計	3, 920, 110	負債純資産合計	3, 920, 110

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:千円)

		科						目			金	額
売				上				高				6, 490, 932
売			上		原			価				1, 839, 460
	売		-	Ŀ	ŧ	総		利		益		4, 651, 471
販	売	費	及	び -	一 般	管	理	費				4, 421, 688
	営			業			利			益		229, 783
営		業		外		収		益				433, 930
営		業		外		費		用				30, 747
	経			常			利			益		632, 966
特			別		損	ļ.		失				87, 597
	減			損			損			失	71, 979	
	資	産	除	去	債	務	履	行	差	額	15, 617	
₹	锐	引	Ē	Ϊ́Ι	当	期	糸	į	利	益		545, 369
Ž.	生 ノ	人税	į,	住	民	税	及 7	び事	業	税	227, 670	
Ž.	去	人		税	等	<u> </u>	調	基	隆	額	△27, 328	200, 341
È	当		期		嵙	į		利		益		345, 027

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

							(+122 : 114)
			株	主 資	本		
		資本乗	11 余金	利益東	削余金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益剰 余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
			合 計	繰越利益 剰余金	合 計		
2021年4月1日 期首残高	579, 900	496, 182	496, 182	955, 890	955, 890	△6, 240	2, 025, 732
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△28, 905	△28, 905		△28, 905
当期純利益				345, 027	345, 027		345, 027
自己株式の取得						△32	△32
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							-
事業年度中の変動額合計	-	_	-	316, 122	316, 122	△32	316, 089
2022年3月31日 期末残高	579, 900	496, 182	496, 182	1, 272, 012	1, 272, 012	△6, 272	2, 341, 821

	純資産合計
2021年4月1日 期首残高	2, 025, 732
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△28, 905
当期純利益	345, 027
自己株式の取得	△32
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	_
事業年度中の変動額合計	316, 089
2022年3月31日 期末残高	2, 341, 821

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性 の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属 設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物 附属設備及び構築物については定額法によっておりま す

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア

その他の無形固定資産

③ 長期前払費用

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 定額法

定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と 同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

② 退職給付引当金

③ 役員退職慰労引当金

④ ポイント引当金

(4) 収益及び費用の計上基準商品の販売に係る収益認識

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち 当期に負担すべき額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付 債務(従業員の自己都合による期末要支給額)に基づき 計上しております。

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期 末要支給額を計上しております。

将来の来店ポイントの使用に備えるため、期末において 将来使用されると見込まれる額を計上しております。

当社はファミリーレストラン事業を営んでおり、主な収益は顧客への食事の提供から生じる収益であり、顧客に料理を提供した時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当事業年度の損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 有形固定資産 1,372,486千円
- (2) 識別した項目に関わる重要な会計上の見積りに関する情報

当社は当事業年度末に保有する固定資産について、減損の兆候の有無を確認したうえで 減損損失の認識及び測定の要否を判断しております。

減損の兆候の有無の確認、減損損失の認識及び測定を行うにあたっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本としたグルーピングを行っており、店舗が生みだす将来キャッシュ・フローや資産グループの時価等の仮定を用いた合理的な見積りを行っております。また、店舗が生みだす将来キャッシュ・フローを算出するにあたっては、店舗別の予算を基準として見積りを行っております。

- 「6. 損益計算書に関する注記 減損損失」に記載のとおり、当事業年度末に保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれる固定資産に対して減損損失を計上しておりますが、当社は特に店舗が保有する有形固定資産が多額のため、今後も店舗の業績悪化や地価等の大幅な下落等が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の拡大は当社の業績にも大きな影響を及ぼしております。今後も当社の業績に影響を及ぼすことが想定されますが、その影響は2023年3月期を通じて一定程度続くと想定しております。

当社はこの仮定のもと、固定資産の減損に関する会計上の見積りを行っております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等として計上していた資産除去債務について、閉店による退去の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額2,800千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

5. 貸借対照表に関する注記

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 損益計算書に関する注記

減損損失

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれる10店舗及び電話加入権等につきまして計上したものであります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	株式の種類 当事業年度期首の株式数		当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数	
普通株式	1, 449, 168株	一株	一株	1,449,168株	

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類 当事業年度期首の株式数		当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数	
普通株式	3,899株	20株	一株	3,919株	

- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

2021年6月24日開催の第40期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 28.905千円

・1株当たり配当額 20円

・基準日 2021年3月31日・効力発生日 2021年6月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの 2022年6月23日開催の第41期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 43,357千円

1株当たり配当額 30円

・基準日 2022年3月31日・効力発生日 2022年6月24日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	12,793千円
未払水道光熱費	13,054千円
未払事業税	13,542千円
ポイント引当金	651千円
退職給付引当金	41,236千円
役員退職慰労引当金	55,520千円
有形固定資産	75,833千円
資産除去債務	58,307千円
その他	27, 298千円
繰延税金資産小計	298, 237千円
評価性引当額	△72,381千円
繰延税金資産合計	225,855千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務	13,041千円
差入保証金	1,689千円
繰延税金負債合計	14,731千円
繰延税金資産の純額	211.124千円

9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に関する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入にて調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、概ねクレジットカード会社に対するものであり、回収期間は1ヶ月以内であります。

差入保証金は、店舗に係る敷金及び建設協力金であります。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1 $_{r}$ 月以内の支払期日であります。

受入保証金は、店舗敷地の一部転貸に係る敷金及び建設協力金であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金は上記のとおりであります。また、店舗土地建物に係るオーナー様については、担当者が定期的に訪問、面談を行っております。

(n)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持な どにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差	額
差入保証金	250, 462	242, 325		△8, 137
資産計	250, 462	242, 325		△8, 137
受入保証金	22, 438	21, 869		△569
負債計	22, 438	21, 869		△569

(注) 1.「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金銭債権の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1, 339, 834	_	_	_
売掛金	153, 414	_	_	_
差入保証金	13, 613	119, 955	76, 812	40, 081
合計	1, 506, 862	119, 955	76, 812	40, 081

3. 受入保証金の返済予定額

(単位: 千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
受入保証金	351	2, 156	3, 600	3,600	5, 000	7, 730
合計	351	2, 156	3, 600	3,600	5, 000	7, 730

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場にお

いて形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関す

る相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイン

プット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時

価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分			時価 (千円)					
	区 分		レベル1	レベル2	レベル3	合 計		
差	入	保	証	金	_	242, 325	_	242, 325
		資産計			_	242, 325	_	242, 325
受	入	保	証	金	_	21, 869	_	21, 869
		負債計			_	21, 869	_	21, 869

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

当社では、差入保証金に関しては、その将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国 債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値で算定しており、その時価をレベル2の時価に 分類しています。

受入保証金

当社では、受入保証金に関しては、その将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国 債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値で算定しており、その時価をレベル2の時価に 分類しています。

10. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ファミリーレストラン事業を営んでおり、計上される収益は顧客との契約から 生じる収益として識別しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - 「1.重要な会計方針に係る事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りでありま む
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - ①契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,620円36銭

(2) 1株当たり当期純利益

238円73銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 フライングガーデン

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ 東京都中央区

> 指 定 社 員 業務執行社員
> 公認会計士
> 加 賀 美 弘 明
>
>
> 指 定 社 員 業務執行社員
> 公認会計士
> 松 本
> 浩 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フライングガーデンの2021年4月1日から2022年3月31日の第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任 は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の 責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の 職務の執行を監視することにある。 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は 含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するも のではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示す るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、 重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続 の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者に よって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を 評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見 事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業 年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び 結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部 監査室その他の使用人と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び 使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じ て説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に おいて業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当 であると認めます。

2022年5月16日

株式会社フライングガーデン 監査等委員会

取締役(常勤監査等委員) 浜 竹 敏 明 印 取締役(監査等委員) (社外取締役) 関 根 則 次 印 取締役(監査等委員) (社外取締役) 石 島 仁 司 印 取締役(監査等委員) (社外取締役) 石 川 伸 治 即

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、財務体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としています。

第41期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業 展開を勘案し普通配当20円、また、新社長就任記念として記念配当10円、 合計1株当たり30円の配当とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 普通配当として当社普通株式1株につき金20円、記念配当として1株に つき10円、合計1株につき30円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は43,357,470円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を 定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供 措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主 総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変		更	案
(株主総会参考書類等のインターネット開				
示とみなし提供)				
第14条 当会社は、株主総会の招集に関		(削	除)	
し、株主総会参考書類、事業報				
告、計算書類及び連結計算書類に				
記載又は表示をすべき事項に係る				
情報を、法務省令に定めるところ				
に従いインターネットを利用する				
方法で開示することにより、株主				
に対して提供したものとみなすこ				
<u>とができる。</u>				

Γ	現	行	定	款		変	更	案
Ī					_(電子提	是供措置等)		
		(新	設)		第14条	当会社は、	株主総会	会の招集に際
						し、株主総	総会参考書	類等の内容で
						ある情報に	こついて電	子提供措置を
						<u>とる。</u>		
					2_	当会社は、	電子提供	措置をとる事
						項のうち法	は務省令で	定めるものの
						全部又は一	一部につい	て、議決権の
								付請求をした
								る書面に記載
							と要しない	ものとする。
		(新	設)		<u>(附則)</u>	_		
					<u>(株主総</u>	会資料の電子	提供に関す	る経過措置)
		(新	設)		第1条			会参考書類等
								示とみなし提
								<u>第14条(電子</u>
								は、2022年9
							効力を生	<u>ずるものとす</u>
						<u>3.</u>		
					2_			らず、2022年
								以内の日を株
								主総会につい
								株主総会参考
								ット開示とみ
							は、なる	3効力を有す
						<u>5.</u>	→ 11 0000	F0 0 4 0 1
					3_			年9月1日か
								日又は前項の
								ケ月を経過し
								日後にこれを
L						削除する。	_	

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補 者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	s.氏 り が 名 (生 年 月 日)		当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数	当社との 特別の 利害関係
1	の ぎわ やじま 野 沢 八千方 (1947年11月29日生)	1983年7月 1996年11月	ノザワ創業 株式会社ノザワハッピーフーズ事 業本部設立 代表取締役社長 ノザワハッピーフーズ株式会社に 社名変更 代表取締役社長 株式会社フライングガーデンに社 名変更 代表取締役社長 当社代表取締役会長 (現任)	416, 390株	なし
		ました。 今後も	者として、長年にわたり経営の指揮を 5代表取締役会長として引き続き経営		
2	の ざわ たか シみ野 沢 卓 史 (1979年8月2日生)	2013年6月 2014年6月 2014年7月 2017年6月 2017年7月 2018年6月 2020年7月	当社入社 当社社長室長 当社取締役社長室長 当社常務取締役社長室長 当社常務取締役営業支援本部長 兼 社長室長 当社専務取締役営業支援本部長 兼 社長室長 当社専務取締役品質管理室長 当社代表取締役副社長 当社代表取締役副社長 当社代表取締役副社長 兼 営業本部長 当社代表取締役社長 兼 営業本部長	66, 124株	なし
	選任理由		兼 営業本部長 (現任)		

野沢卓史氏は、当社入社以来、常務取締役社長室長、専務取締役品質管理室長として 実績を積み、組織力の強化や衛生管理の徹底に寄与してきました。2018年6月からは代表 取締役副社長、2021年6月より代表取締役社長として、経営を担っております。今後も この経験・知見を経営に活かすことにより、当社の発展に貢献できるものと判断し、取 締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 ^{が 名} (生年月日)		当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数	当社との 特 別 の 利害関係
3	かた やなぎ のり ゆき 片 柳 紀 之 (1960年9月21日生)	2020年7月	当社取締役財務部長	2, 384株	なし
	援本部長として乳		E、取締役管理部長、取締役財務部長 社の財務体質の改善に寄与してきま より、当社の発展に貢献できるもの	した。今後	もこの経
4	なが の きた 令 (1959年7月1日生)	2009年6月 2009年6月 2010年7月 2011年6月 2011年7月 2012年7月 2013年2月 2014年7月 2016年12月	当社人事部長 当社取締役人事部長 当社取締役業務統括部長 兼 人事担当部長 当社取締役業務統括部長 当社常務取締役内部統制担当 当社常務取締役内部統制担当 兼 内部監查室長 当社常務取締役営業部門管掌 当社常務取締役	5, 228株	なし
	長野令氏は、当 り、立地開発部P	門では、当社出	人事部門、営業部門、立地開発部門 3店戦略の骨格を担ってきました。今 社の発展に貢献できるものと判断し	後もこの経	験・知見

たしました。

- - 2. 所有する当社の株式の数には役員持株会における持分を含んでおります。

(ご参考) 本総会終了後の取締役のスキルマトリックス (予定)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に当社が各取締役に期待する主な知見や経験は以下のとおりです。

氏名・属性等						スキル			
当社における地位氏名	独立役員	社外取締役	企業経営	店舗運営	店舗開発	商品開発	財務会計	人事	法・ンイス・フ リ 管
代表取締役会長 野沢 八千万			•	•	•	•	•	•	•
代表取締役社長 兼 営業本部長 野沢 卓史			•	•	•	•	•	•	•
常務取締役 営業支援本部長 片柳 紀之			•				•	•	•
取締役立地開発部長 長野 令			•	•	•			•	•
取締役 (常勤監査等委員) 浜竹 敏明							•		•
取締役(監査等委員) 関根 則次	•	•	•				•		•
取締役(監査等委員) 石島 仁司	•	•	•				•		•
取締役(監査等委員) 石川 伸治	•	•					•		•

(注) このスキルマトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。

以上

メ モ	

.....

メ モ	

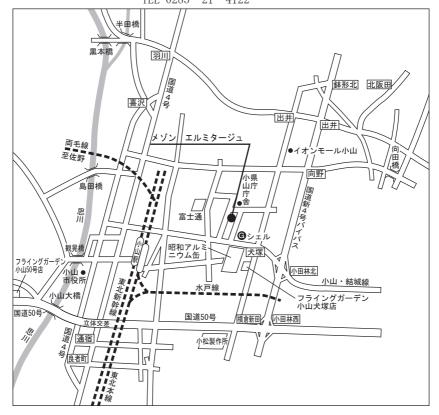
.....

メ モ	

.....

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場: 栃木県小山市犬塚二丁目29番2号 メゾン エルミタージュ TEL 0285-21-4122



- 交通 ●小山駅(東北新幹線、両毛線、東北本線、水戸線)東口より タクシー利用で5~10分
 - ●東北自動車道

佐野・藤岡インターチェンジ小山方面へ車で約35分注:国道4号線・市内は時間帯により混み合います。

<お土産品の配布について>

今回の株主総会ではお土産品の配布を中止させていただきます。